

2011年6月14日

株式会社 サンクチュアリ
代表取締役 伊藤 孝之 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729 / FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定され、2010年8月22日に認定更新されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体からの2010年9月28日付「お問い合わせ」に対しては、貴社から、2011年2月2日付で、回答事項書及び関係書類を受領しております。

当団体において、上記回答事項書等に添付されておりました「スーパー成功者育成講座受講契約書」（2010年8月1日作成施行）を検討した結果、契約条項等の一部について消費者契約法に反し不当と思われる点があると判断いたしました。

よって、当団体は、貴社に対し、下記のとおり、当該条項を修正・削除するなど対応いただくよう申し入れます。

つきましては、本申し入れに対する貴社からのご回答を、本年7月14日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。なお、「スーパー成功者育成講座受講契約書」（2010年8月1日作成施行）については、前記回答事項書によれば貴社において現在契約条項改定作業を進めているとのことですが、上記のとおり、本申し入れにつきましては2010年8月1日作成施行の契約書に基づき行っておりますので、貴社の改訂作業の結果、すでに本申し入れに沿った改訂が完了しているとのことであれば、改訂後の契約書を添付された上でその旨ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申し入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申し入

れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申し入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

記

甲 株式会社サンクチュアリ
乙 受講生

第1 解約時の入学金・受講料返還義務について

第2条（受講料）

- 1 省略
- 2 前項の特待生コースは3年間研修を継続することが条件であり、中途解約を行う場合は、当初からコース2の受講生であったとみなし、乙は甲に対し何らの異議も述べず無条件にて、コース2の入学金・受講料を支払う。ただし、この場合のコース2の支払は、違約金の性質を有するものではない。
- 3 省略
- 4 省略

(1) 申入の趣旨

本条項（2010年8月1日作成施行「スーパー成功者育成講座受講契約書」第2条第2項）の削除を求めます。また、貴社において本条項もしくはこれと同趣旨の過去に使用していた契約条項により受講生から受領した金銭がある場合には、この受領した金銭を当該受講生に返還するよう求めます。

(2) 申入の理由

ア 本条項は、特待生コースを受講している受講生が、3年未満で中途解約をした場合に、コース2の入会金相当額及び受講料相当額を負担する内容になっています。さらに、受講契約書第10条第1項で、中途解約時には、解約申入れ翌月の受講料を上乗せして支払わなければならないと規定されていることから、本条項は、本件契約第10条第1項と相俟って、受講生にとって、中途解約時の負担は、非常に大きいものとなっています。

当団体としては、以下に述べる理由から、本条項が、消費者契約法第9条第1号にいう消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定条項ないし違約金条項であり、本条項に定める損害賠償額の予定額もしくは違約金額については、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるものとして無効であると考えます。

イ この点、本条項に「違約金の性質を有するものではない。」との但書が付されておりますが、消費者契約法第9条第1号の「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」とは、単に文言上の表現から判断するものではな

く、その条項の意図する実質から判断されるべきであり、実質的に損害賠償の予定等と解釈される約定であれば、名目の如何を問わず該当すると解釈すべきところ、本条項は、受講生が中途解約をした場合において、追加金員の負担を求めるものであり、実質的に違約金ないし損害賠償の予定として機能していることから、当団体としては、消費者契約法第9条第1号の適用があるものと判断いたします。

ウ 次に、本条項につき消費者契約法第9条第1号の適用があるものとしても、本条項の定める追加負担額が貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えるかという点についても問題となりえますが、貴社の受講システムが、期間の定めを設けずに随時の入学を可能としており、かつカリキュラム的にも個々の受講生のためのオーダーメイド授業という形態ではないことからすると、貴社に、本条項に基づく高額な追加負担額に相当する額の損害が生じることは考えられません。

また、コース2の月額受講料は6万9000円であるのに対し、特待生コースの月額受講料は2万6000円であり極端な金額差があることを考慮すると、そもそもコース2と特待生コースは全く別のコースといわざるを得ず、コース2の料金が正規料金で特待生コースの料金が単に3年間の継続を条件とした減額の制度であるとも認められません。

加えて、3年未満の中途解約の場合に受講期間が長ければ長いほど違約金の額が増加する結果となることなども考慮すると、本条項に定める追加負担額の設定は、著しく合理性を欠くものとなっています。

エ 以上のことから、特待生コースの受講生が中途解約する際に貴社が請求するコース2の入学金及び受講料相当額の金額は、「平均的な損害の額」を明らかに超える損害賠償額の予定ないし違約金の額を定めるものとして、消費者契約法第9条第1号に違反し、無効であると考えます。

よって、申入の趣旨記載のとおり、本条項の削除を求めるとともに、また、貴社において無効となるべき本条項もしくはこれと同趣旨の過去に使用していた契約条項により受講生から受領した金銭がある場合には、この受領した金銭を当該受講生に返還するよう求めます。

第2 中途解約時の制約について

第10条（中途解約）

乙が本契約を解約しようとする場合は、次のとおりとする。

1 省略

2 乙が甲に対して解約の申入れをしようとする場合は、必ず甲が指定する所定の用紙に記入し、提出しなければならない。

(1) 申入の趣旨

本条第2項の変更を求めます。

(2) 申入の理由

ア 民法は、意思表示の方式に関して規定を特に設けていないことから、意思表示がどのような方式でなされても有効と定めているものと理解されるところ、本条第2項は、受講生からの解約申入れの際、貴社が指定する用紙での提出を義務づけています。

とすると、解約の申入れの際に、必ず貴社の指定する所定の用紙によらねばならないことを義務づける本条項の規定は、受講生による中途解約の意思表示の方式に付加的条件を加えるものとして、民法の任意規定よりも消費者の権利を制限し、もしくは消費者の義務を加重するものであり、消費者契約法第10条に抵触する可能性があるといえます。

イ この点、貴社が解約に際して貴社所定の用紙を義務づけることに関して、消費者が不利益を甘受すべきほどの特別な正当化根拠があるものとは考えられません。本条項は、受講生の中途解約権を実質的に制限する機能も果たしうるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法第10条に違反し、無効であると考えます。

ウ 以上のことから、本条第2項の変更を求めます。具体的には、貴社において用紙を指定する箇所を、単に書面によれば足りるものとするなどの変更が望ましいと考えます。

第3 事業者側の履行困難時における片面的な履行選択規定

第19条 (死亡・重度の病気等について)

1 甲乙共に、予期せぬ事故や病気により死亡、及び生死に関わるケガ・大病をわずらった場合や前記の理由により手術・入院などをした場合、医療機関の医師が発行する診断書や公的な証明書をもとに甲乙が協議した結果、常識的に3ヶ月以上にわたり講義の開講及び受講ができないと判断できる場合、甲乙共に講座を休講することとする。その場合、休講の期間について契約期間の延長として受講を継続するか、若しくは、本講座を解約するかは前記の理由により手術・入院などをして3ヶ月以上にわたり講義の開講及び受講ができなくなった者の選択によるものとする。

2 省略

(1) 申入の趣旨

本条項(2010年8月1日作成施行「スーパー成功者育成講座受講契約書」第19条第1項)の変更を求めます。

(2) 申入の理由

ア 本条項は、甲乙共に3ヶ月以上の講座の開講・受講が困難となった場合には、契約期間の延長ないし契約の解約のいかんは「講座の開講・受講ができなくなった者」の選択によるとされています。

この点、消費者側である受講生に受講困難な事情が発生した場合の規定と

しては、本条項に特に問題はないものと判断します。

しかし、本件受講契約は特定の役務提供を目的とする準委任契約であり、契約の中途解約は自由であるところ（民法第656条、第651条第1項）、事業者側において開講継続困難となる事情が生じた場合に、契約期間の延長ないし契約の解約のいかんについて事業者側である貴社にのみ選択権を認め、受講生側に解約権を認めない趣旨をも含むものであれば、消費者である受講生にとって民法の定める任意規定よりも消費者の権利を制限する規定となり得ます。

イ 事業者側に開講継続困難となる事情が生じた場合のように、消費者側において何ら責めを負うべき事情がないにもかかわらず、契約期間の延長ないし契約の解除のいかんについて事業者側である貴社にのみ選択権を認め、受講生側に解約権を認めないことを正当化する合理的根拠は何ら無いものというべきであり、本条項がこのような趣旨を含むものであれば、当団体としては、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定といえることから、消費者契約法第10条に違反し、無効と考えます。

ウ よって、当団体としては、かかる疑義の生じないように、本条項の変更を求めます。具体的には、貴社側の事由によって開講継続困難となった場合には、受講者側に、契約の解約権を認める規定とすることが望ましいと考えます。

以 上